

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	寝屋川市 子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は子ども・子育て支援に関する事務に係る基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寝屋川市は子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

寝屋川市長

## 公表日

令和8年1月19日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寝屋川市 子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務を行う。
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、団体内統合利用番号連携サーバ、自治体中間サーバ、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
子育て支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	別表9の項、127の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表17の項、155の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	照会: 法第19条第8号、別表9の項、127の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表17の項、155の項) 提供: なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども部保育課
②所属長の役職名	保育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1-1 072-825-2195
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども部保育課 〒572-8544 大阪府寝屋川市早子町12番16号 072-800-7088
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[      十分である      ]</span> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
8. 人手を介在させる作業 <span style="float: right;">[    ] 人手を介在させる作業はない</span>	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[      十分である      ]</span> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>子どものための教育・保育給付の支給又は子ども・子育て支援に関する事務では、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p>

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="radio"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ul>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ul>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ul>
判断の根拠	寝屋川市情報セキュリティ基本方針を遵守している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月29日	事務担当部署	保健福祉部こども室	こども部保育課	事後	
平成28年11月29日	所属長	南浩明	中村誠	事後	
平成28年11月29日	連絡先	保健福祉部こども室	こども部保育課	事後	
平成28年11月29日	対象人数	2015/4/1	2016/4/1	事後	
平成28年11月29日	取扱者数	2015/4/1	2016/4/1	事後	
平成28年11月29日	I-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携	未定	実施する	事後	
平成30年1月31日	I-1特定個人情報ファイルを取り扱う事務	子ども・子育て支援システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ	子ども・子育て支援システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、サー	事前	
平成30年1月31日	対象人数	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成30年1月31日	取扱者数	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成31年3月15日	対象人数	2017/4/1	2018/4/1	事後	
平成31年3月15日	取扱者数	2017/4/1	2018/4/1	事後	
平成31年3月15日	所属長→所属長の役職名	中村 誠	保育課長	事後	
平成31年3月15日	「3.個人番号の利用」の法令上の根拠		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務	事後	
平成31年3月15日	IV リスク対策		リスク対策追加	事後	
令和1年8月22日	対象人数	2018/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年8月22日	取扱者数	2018/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年8月22日	事務の名称	寝屋川市 子どものための教育・保育給付の支給又は子ども・子育て支援に関する事務	寝屋川市 子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支	事前	
令和1年8月22日	事務の概要	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は児童福祉法による保育	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施	事前	
令和2年7月3日	請求先	072-824-1181	072-825-2195	事後	
令和2年7月3日	連絡先	072-824-1181	072-812-2552	事後	
令和2年7月3日	対象人数	2019/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年7月3日	取扱者数	2019/4/1	2020/4/1		
令和7年2月13日	「3.個人番号の利用」の法令上の根拠	8、94(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1	別表9の項、127の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する	事後	
令和7年2月13日	「4情報提供ネットワークシステムによる情報連携」②法令	照会:13、116(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別	照会:法第19条第8号、別表9の項、127の項(行政手続における特定の個人を識別するための	事後	
令和7年2月13日	IV リスク対策8.入手を介在させる作業		「十分である」 子どものための教育・保育給付の支給又は子ど	事後	
令和7年2月13日	IV リスク対策11.最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和8年1月19日	連絡先	〒572-8533 大阪府寝屋川市池田西町28番22号 072-812-2552	〒572-8544 大阪府寝屋川市早子町12番16号 072-800-7088	事後	
令和8年1月19日	対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和8年1月19日	対象人数	令和2年4月1日 時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和8年1月19日	取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和7年10月1日時点	事後	